

岡山市東山斎場空調設備他保守点検委託 仕様書

- 1 一般事項
- 2 日常管理業務
- 3 定期点検・整備業務
- 4 その他
- 5 対象部位・設備仕様

1 一般事項

1. 1 総則

1. 1. 1 (適用範囲)

本委託業務は、岡山市東山斎場（以下「東山斎場」という。）の空調設備他の管理を、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（最新版）及び建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）に基づき行うものである。

受託者（以下「乙」という。）の技術員は、岡山市（以下「甲」という。）の監督員の指示、監督のもとに、東山斎場の監視及び維持管理業務を行う。

1. 1. 2 (疑義)

本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (法令、条例等の適用)

本業務履行に関係する法令、条例等はこれを遵守しなければならない。

1. 1. 4 (官公署その他への手続き)

必要な届出、手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

1. 1. 5 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物、機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

1. 1. 6 (秘密の厳守)

業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩してはならない。

1. 1. 7 (資格必要作業)

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また、監督員が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

1. 2 現場管理

1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、行程及び現場管理等を適切に行うこと。また、業務履行については、岡山市東山斎場の運転管理等に支障を与えることのないよう、監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本委託履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に

留意して履行すること。

1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 (業務用電力等)

本業務履行に必要な電力、水等は、原則として市が支給するが、使用に際しては事前に監督員に申し出、監督員の指示により使用すること。

1. 2. 5 (養生その他)

既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。また、履行期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

1. 2. 6 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該業務に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

2 日常管理業務

2. 1 業務対象施設

業務対象施設は次のとおりとする。

岡山市東山斎場 岡山市中区門田本町二丁目4番1号
鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階地下1階
延床面積5,288.75㎡

2. 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 3 時間・業務人員

①時間

1月1日から1月3日まで及び12月30日と友引(六曜の一つ)の日を除く
7時00分より18時30分までとする。(年間303日)

ただし、緊急時及び本市係員の指示がある場合はこの限りでない。

②業務人員

次のア又はイのいずれかの体制とする。

ア 1名以上の常駐体制

イ 中央監視設備の遠隔監視及び電話での受付対応、週1回の巡回点検体制

※時間内に警報発報を受信又は電話等での緊急対応の要請を受けた場合は、概ね60分以内(発報等受信後現場到着までの所要時間)に、現場に直行し、必要な措置を行うこと。なお、遠隔監視に関わる機器及びそれに関わる設備の改造、専用回線(利用料金含む。)等については、乙にて準備、設置することとし、設置前に監督員の承認を得ること。

2. 4 配置技術者

①業務責任者の配置

乙は、本業務の実施にあたり、業務責任者（以下「責任者」という。）を1名選任すること。

なお、責任者は、東山斎場の実情や様子を十分理解し、本業務を管理するために必要な知識、経験及び建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を選任すること。

②業務担当者の配置

乙は、本業務を行うために必要な知識、経験、技術及び体力等を有する者を業務担当者（以下「担当者」という。）として配置し、業務を適切に行わせること。配置にあたっては、本業務の内容について、質及び量を勘案し、効率的かつ経済的なものとする。

③その他

ア 関係諸官庁に届出等が必要な場合は、法定技術責任者を乙の従業員から選出するものとする。

イ 乙は担当者に異動等の変更が生じた場合は、これを7日前までに書面で甲に届け出るものとする。責任者については30日前までに書面で甲に届け出るものとする。この場合、引継を十分に行い、業務に支障をきたさないようにすること。

ウ 配置技術者については、資格者名簿や資格証の写し等を含め甲に書面により届け出た上で配置すること。

2. 5 業務内容

- ①設備の監視のほか点検・調整・測定業務
- ②設備の異常・故障時の緊急対応及び小修繕
- ③記録類の分析
- ④斎場職員との連絡・調整
- ⑤法令で定められた報告書作成
- ⑥電気年次点検時（計画停電時）の立会
- ⑦その他

2. 6 保守用材料

保守に用いる消耗品・材料等は、支給品とする。

2. 7 書類保管

次の書類は、乙において厳重に保管するものとする。

- ①法定整備書類
- ②各種機器試験表及び取扱説明書
- ③図面

- ④機器台帳・備品台帳
- ⑤その他管理上必要な書類
- ※②～④は市より貸与

2. 8 報告

日常管理業務の報告は次のとおり行うものとする。

- ①管理日誌 (毎日)
- ②各設備点検報告 (月1回)
- ③各部位・設備劣化報告書 (年1回)

3 定期点検・整備業務

3. 1 業務内容

①建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）等に基づく業務

- ア 建築物環境衛生管理、空気環境測定 (通年、年6回)
- イ 受水槽点検清掃 (年1回)
- ウ 飲料水水質検査 (年4回)

(消毒副生成物項目1回、小規模貯水槽水道施設定期検査1回含む。)

- エ 汚水槽点検清掃 (グリストラップ(汚泥抜取)、排水ポンプ含む。) (年2回)
- オ 冷却塔点検 (使用開始前の清掃1回含む。) (期間中6回)

冷却塔処理剤注入 (材料費含む) (期間中適宜)

(材料名・数量：タワークリン NT-673 72kg

タワークリン W-100 80kg

又はこれらと同等品以上)

②空調設備等監視・点検・整備業務

- ア 吸収式冷温水発生機等の定期点検・整備業務 (年4回)
(冷暖房切替2回/年、煙突・煙道設備等定期点検保守業務1回/年含む)
- イ 空気調和機・フィルターユニット (FU) 点検整備業務 (年2回)
(フィルタ清掃・交換含む。)
- ウ 送排風機・パッケージエアコン (ACP)・全熱交換器 (年2回)
ファンコイルユニット (FCU) 等点検整備業務
(フィルタ清掃含まない。)
- エ 電気ヒーター点検業務 (年2回)
- オ 吸収冷温水機冷却水系伝熱管ブラッシング 1台 (年1回)

③給排水衛生設備等定期点検業務 (年2回)

④雑用水槽・湧水槽・雨水槽・雨水貯留槽等点検業務 (ポンプ等含む。) (年2回)

- ⑤湧水水中ポンプ引上げ・点検・清掃 (1回)
- ・ PD-1-1、PD-1-2 (2組4台)
 - ・ PD-5-1、PD-5-2 (2組4台)
- (外部・内部を点検し、排水機能低下に繋がる汚れがあれば清掃する)
- ⑥中央監視装置及び自動制御設備等定期点検保守業務 (年2回)
- ⑦駐車場管制装置点検業務 (年2回)
- ⑧消防法に基づく消防用設備等の機器・総合点検業務
- ア 消火器具設備点検 (年2回)
 - イ 屋内消火栓設備点検 (年2回)
 - ウ ハロゲン化物消火設備点検 (年2回)
 - エ 自動火災報知設備点検 (年2回)
 - オ 非常警報設備点検 (年2回)
 - カ 誘導灯設備点検 (年2回)
 - キ 非常用照明装置点検 (年2回)
 - ク 防火戸等点検 (年2回)
 - ケ 配線点検 (年1回)
- ・ 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく消防設備等の点検業務は、別紙1の仕様書を参照のこと。
- ⑨自家用電気工作物の保安規定等に基づく業務
- ア 電気設備(引込設備・受電設備・配電設備・負荷設備) (月次、年次、臨時)
 - イ 非常用発電設備(燃料タンク、ギアポンプ含む) (月次、年次、臨時)
 - ウ 太陽光発電設備(アレイ、接続箱、パワコンほか) (月次、年次、臨時)
- ・ 電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定により定めている保安規定に基づく電気工作物保安管理業務は、別紙2の仕様書を参照のこと。
- ⑩建築基準法第12条に準ずる点検(年1回)
- ・ 本点検は、国の機関の建築物の点検・確認ガイドラインに準じて行うもの。
 - ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)の第12条に規定する点検業務は、別紙3の仕様書を参照のこと。
- ⑪消防法17条に準ずる点検(年1回)
- ・ 消防法(昭和23年法律第186号)の第17条3の3に規定する点検業務は、別紙4の仕様書を参照のこと。
- ⑫その他協議により定めた設備管理業務

3. 2報告

定期点検・整備業務の報告は日常点検業務の報告に合わせ、業務の実施月に行うものとする。

4 その他

4. 1 委託料の支払い

委託料は毎月払いとし、契約金額を12で除して得た金額を毎月の委託料とする。
ただし、1円未満の端数が生じるときは最初の支払月に支払うものとする。

5 対象部位・設備仕様

5.1 仕様表

日常点検及び定期点検・整備の対象部位・設備の概略仕様は下表のとおりである。

対象区分	部位・設備名	概略仕様	日常管理	定期点検
空調設備	空気調和機	11台(床置垂直型)【木村工機(株)】	○	○
	ファンコイルユニット (FCU)	18台 【木村工機(株)】	○	○
	パッケージエアコン (ACP)	マルチ2台 その他16台 【三菱電機(株)】	○	○
	全熱交換機	23台 【三菱電機(株)】	○	○
	送排風機	80台 【三菱電機(株) テラル(株)】	○	○
	フィルターユニット (FU)	8台	○	○
	電気ヒーター	4台	○	○
	冷温水発生機	2台 【川重冷熱工業(株)】	○	○
	冷却塔	2台 100RT 薬注装置付き 【空研工業(株)】	○	○
	冷温水ポンプ	2台	○	○
	冷却水ポンプ	2台	○	○
	膨張タンク	3台	○	○
	冷温水ヘッダー	2台 往・還	○	○
	配管及び付属品		○	
	ダクト及び付属品		○	
給排水衛生設備	受水槽	6.0 m ³ ×1基	○	○
	塩素滅菌用薬注装置	1台	○	○
	雑用水槽	20.0 m ³ ×1槽(建築躯体)	○	○
	加圧給水ポンプ	4台 上水 雑用水 雨水 冷却塔補給	○	○
	電気温水器	43台	○	○
	ガス給湯器	マルチ1台 瞬間2台	○	○
	グリストラップ	1槽	○	○
	水中ポンプ	湧水9×2台 雨水1×2台	○	○
	灌水装置	2台(1階屋外) 1台(2階中庭)	○	○
	衛生器具・水栓器具類		○	○
	配管及び付属品	ガス配管類等含む	○	
空調自動制御機器	総合点検	一式 【アズビル(株) 日本電技(株)】	○	○
情報設備	駐車場管制装置	管制盤 ループコイル式 表示灯	○	○

5. 2仕様表（消防用設備等、自家用電気工作物）

日常点検及び定期点検・整備の対象部位・設備の概略仕様は下表のとおりである。

対象区分	部位・設備名	概略仕様	日常管理	定期点検	
消防用設備等	消火器具設備	蓄圧式 40 本 車載式 2 本		○	
	屋内消火栓設備	ポンプ 1 台 消火栓箱 10 組		○	
	ハロゲン化消火設備	容器 2 本 ヘッド 1 個 その他		○	
	自動火災報知設備	GR 型 感知器 219 個 検知器 14 個		○	
	非常警報設備			○	
	誘導灯設備	85 灯		○	
	非常用照明装置	91 灯		○	
	防火戸等点検	シャッター 4 扉 2 スクリーン 8 タンパー 6		○	
	スピーカー等	スピーカー 131 個 アッテネーター 34 個		○	
		配線点検			
電気設備	受変電設備	1500kVA(6600V)	○	○	
	非常用発電設備	ディーゼル 625kVA(6600V)	○	○	
	太陽光発電設備	20kW(210V)	○	○	

消防用設備等点検業務 仕様書

1 保守点検調整

1. 1 目的

本委託業務は岡山市東山斎場の火災防止のため消防法第17条の3の3の規定に基づき消防用設備他の点検を行うものである。

1. 2 点検内容

本委託業務の内容は下記のとおりとする。

1	消火器具設備点検	1式
2	屋内消火栓設備点検	1式
3	ハロゲン化物消火設備点検	1式
4	自動火災報知設備点検	1式
5	非常警報設備点検	1式
6	誘導灯設備点検	1式
7	非常用照明装置点検	1式
8	防火戸等点検	1式
9	配線点検	1式

※1 ハロゲン化物消火設備については危険物の規制に関する規則第33条第1項第1号に係る消火設備(指定数量の10倍未満の為自主点検)

※2 非常用照明装置及び防火戸等点検については建築基準法12条や官公法12条の点検には該当していないため自主点検

1. 3 使用工具類

本委託業務に使用する工具類は、乙において十分な点検整備したものを準備すること。

2 その他

2. 1 点検基準・要領

消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切実施すること。

ハロゲン化物消火設備については「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について(平成3年5月29日 消防危第48号)」と同等の点検を実施すること。

非常用照明装置及び防火戸等の点検は外観点検及び作動確認とする。

また、各機器の内・外部清掃を実施すること。

2. 2 点検・報告

- 1 点検により不良箇所等を発見した場合は、日報及び点検結果報告書にて報告すること
また、不具合箇所の位置図を添付すること。
- 2 点検時期は、8月と2月で行うものとする。
- 3 作業は友引の日に実施するものとする。
- 4 その他詳細については、その都度監督員と打合せを行い、その指示に従うこと。

- 5 点検内容 1～2、4～6 及び 9 の報告書については、岡山市消防局指定の様式にて作成すること。
- 6 点検内容 3 の報告書については、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（平成3年5月29日 消防危第48号）」指定の様式にて作成すること。
- 7 点検内容 7、8 の報告書については、不具合機器名毎に不具合内容を明記すること。

2. 3 協力

点検にあわせて消火訓練、避難訓練をする場合は、監督員の指示のもと協力すること。

3 提出書類

3. 1 履行期間中に提出する書類

- (1) 消防用設備等点検結果報告書（機器） 3部
なお、不良個所及び修理が必要と思われる事項があれば合わせて記入しておくこと。
また、不良個所一覧表を別途提出すること。
- (2) 委託作業日報（機器） 1部
- (3) 委託写真帳（機器） 1部
委託に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして、監督員に提出すること。
撮影に際しては、委託用塗板にて表示すること。

3. 2 完了時に提出する書類

- (1) 委託作業日報（機器・総合） 1部
- (2) 委託写真帳（機器・総合） 1部
委託に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして、監督員に提出すること。
撮影に際しては、委託用塗板にて表示すること。
- (4) 消防用設備等点検結果報告書（機器・総合） 3部
なお、不良個所及び修理が必要と思われる事項があれば合わせて記入しておくこと。
また、不良個所一覧表（不良個所の位置図面添付）を別途提出すること。

4. その他監督員の指示するもの。

感知器

受信機の表示番号	名称	差動式スポット型感知器2種自動試験機能付(普通型)	差動式スポット型感知器2種自動試験機能付(防水型)	熱アナログ式スポット型感知器自動試験機能付(普通型)	熱アナログ式スポット型感知器自動試験機能付(防水型)	光電アナログ式スポット型感知器自動試験機能付	ガス漏れ検知器	ハロゲン化物消火設備用定温式スポット型感知器
		(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)
B1階P区1番	階段下					1		
B1階P区2番	熱源機械室					1		
B1階P区3番	熱源機械室					1		
B1階P区4番	熱源機械室					1		
B1階P区5番	熱源機械室					1		
B1階P区6番	熱源機械室					1		
B1階P区7番	熱源機械室					1		
B1階P区8番	空調機械室					1		
B1階P区9番	空調機械室					1		
B1階P区10番	空調機械室					1		
B1階	小計	0	0	0	0	10	0	0
1階1区41番	職員用喫煙室		1					
1階1区70番	ポンプ室	1					1	
1階5区71番	車寄せピロティ		1					
1階5区72番	車寄せピロティ		1					
1階5区73番	車寄せピロティ		1					
1階5区74番	車寄せピロティ		1					
1階5区75番	車寄せピロティ		1					
1階5区76番	車寄せピロティ		1					
1階5区77番	車寄せピロティ		1					
1階5区78番	車寄せピロティ		1					
1階5区79番	車寄せピロティ		1					
1階5区80番	車寄せピロティ		1					
1階5区81番	車寄せピロティ		1					
1階5区82番	車寄せピロティ		1					
1階5区83番	車寄せピロティ		1					
1階5区84番	車寄せピロティ		1					
1階5区85番	車寄せピロティ		1					
1階5区86番	車寄せピロティ		1					
1階5区87番	車寄せピロティ		1					
1階5区88番	車寄せピロティ		1					
1階5区89番	車寄せピロティ		1					
1階5区90番	車寄せピロティ		1					
1階1区40番	搬入用玄関					1		
1階1区42番	職員用喫煙室DS・PS					1		
1階1区43番	EV3前					1		
1階1区44番	炉室北 通路					1		
1階1区45番	炉室北 通路					1		
1階1区46番	炉室					1	1	
1階1区47番	炉室					1	1	
1階1区48番	炉室					1	1	
1階1区49番	炉室					1	1	
1階1区50番	炉室					1	1	
1階1区51番	炉室					1	1	
1階1区52番	炉室					1	1	
1階1区53番	炉室					1	1	
1階1区54番	炉室					1	1	
1階1区55番	炉室					1	1	
1階1区56番	炉室					1	1	
1階1区57番	動物炉					1	1	
1階1区58番	動物炉					1	1	
1階1区59番	動物炉					1	1	
1階1区60番	動物炉告別室					1		
1階1区61番	動物等霊安スペース					1		
1階1区62番	オイルポンプ室					1		
1階1区63番	監視室					1		
1階1区64番	休憩室					1		
1階1区65番	洗濯室					1		
1階1区66番	残灰処理保管室			1				
1階1区67番	残灰処理保管室			1				
1階1区68番	残灰処理保管室			1				
1階1区91番	残灰処理保管室			1				
1階1区92番	残灰処理保管室			1				
1階2区11番	EPS					1		
1階2区12番	事務室					1		
1階2区13番	エントランスホール					1		
1階2区14番	エントランスホール					1		

感知器

受信機の表示番号	名称	差動式スポット型感知器2種自動試験機能付(普通型)	差動式スポット型感知器2種自動試験機能付(防水型)	熱アナログ式スポット型感知器自動試験機能付(普通型)	熱アナログ式スポット型感知器自動試験機能付(防水型)	光電アナログ式スポット型感知器自動試験機能付	ガス漏れ検知器	ハロゲン化物消火設備用定温式スポット型感知器
1階2区15番	台車置き場					1		
1階2区16番	PS					1		
1階2区17番	風除室 南					1		
1階2区18番	エントランスホール					1		
1階2区19番	EPS					1		
1階2区20番	廊下					1		
1階2区22番	倉庫					1		
1階2区23番	SK					1		
1階2区24番	エントランスホール					1		
1階2区25番	風除室 北					1		
1階2区26番	PS					1		
1階2区27番	霊安室					1		
1階2区28番	霊安室 DS					1		
1階2区29番	収骨室1					1		
1階2区30番	収骨室2					1		
1階2区31番	収骨室3					1		
1階2区32番	収骨室4					1		
1階2区33番	DS					1		
1階2区34番	告別室1					1		
1階2区35番	告別室1					1		
1階2区36番	告別室2					1		
1階2区37番	告別室3					1		
1階2区38番	告別室4					1		
1階2区39番	告別室4					1		
1階	小計	1	21	5	2	51	14	0
2階1区42番	テラス		1					
2階1区40番	会議室					1		
2階1区41番	バックヤード廊下					1		
2階1区43番	バックヤード廊下					1		
2階1区44番	清掃業者更衣室					1		
2階1区45番	倉庫 2-4					1		
2階1区46番	倉庫 2-4 PS・DS					1		
2階1区48番	電気室 PS					1		
2階1区49番	電気室					1		
2階1区50番	電気室					1		
2階1区51番	電気室					1		
2階1区52番	自家発電					1		3
2階3区1番	EPS 南					1		
2階3区2番	会葬者 女性更衣室					1		
2階3区3番	会葬者 男性更衣室					1		
2階3区4番	EPS 北					1		
2階3区5番	倉庫 2-1					1		
2階3区6番	サーバー室					1		
2階3区7番	廊下 南					1		
2階3区8番	廊下 東					1		
2階3区9番	空調機械室					1		
2階3区10番	廊下 北					1		
2階3区11番	廊下 東					1		
2階3区12番	待合室1 物入					1		
2階3区13番	待合室1					1		
2階3区14番	待合室1 台所					1		
2階3区15番	待合室2 物入					1		
2階3区16番	待合室2					1		
2階3区17番	待合室2 台所					1		
2階3区18番	待合室3 物入					1		
2階3区19番	待合室3					1		
2階3区20番	待合室3 台所					1		
2階3区21番	待合室4 物入					1		
2階3区22番	待合室4					1		
2階3区23番	待合室4 台所					1		
2階3区24番	待合室5 物入					1		
2階3区25番	待合室5					1		
2階3区26番	待合室5 台所					1		
2階3区27番	廊下 西					1		
2階3区28番	廊下 西					1		
2階3区29番	廊下 西					1		
2階3区30番	待合室6					1		
2階3区31番	キッズコーナー					1		

感知器

受信機の表示番号	名称	差動式スポット型感知器2種自動試験機能付(普通型)	差動式スポット型感知器2種自動試験機能付(防水型)	熱アナログ式スポット型感知器自動試験機能付(普通型)	熱アナログ式スポット型感知器自動試験機能付(防水型)	光電アナログ式スポット型感知器自動試験機能付	ガス漏れ検知器	ハロゲン化物消火設備用定温式スポット型感知器
2階3区32番	待合室7					1		
2階3区33番	廊下 北西					1		
2階3区34番	倉庫 2-2					1		
2階3区35番	授乳室					1		
2階3区36番	SK					1		
2階3区37番	女子トイレ PS					1		
2階3区38番	倉庫 2-3					1		
2階3区39番	売店					1		
2階4区115番	共用待合ホール					1		
2階4区116番	共用待合ホール					1		
2階	小計	0	1	0	8	44	0	3
3階1区135番	除塵機械室					1		
3階1区136番	除塵機械室					1		
3階1区137番	除塵機械室					1		
3階1区138番	除塵機械室					1		
3階1区139番	除塵機械室					1		
3階1区140番	除塵機械室					1		
3階1区141番	除塵機械室					1		
3階1区142番	除塵機械室					1		
3階1区143番	除塵機械室					1		
3階1区144番	除塵機械室					1		
3階1区145番	除塵機械室					1		
3階1区146番	除塵機械室					1		
3階2区117番	倉庫 3-2					1		
3階2区118番	女性職員更衣室					1		
3階2区119番	女性職員更衣室 脱衣所					1		
3階2区120番	バックヤード廊下 東					1		
3階2区121番	女性職員更衣室 脱衣室					1		
3階2区122番	男性職員更衣室 脱衣室					1		
3階2区123番	授乳室					1		
3階2区124番	女子トイレ SK					1		
3階2区125番	女子トイレ PS					1		
3階2区126番	男性職員更衣室 脱衣室					1		
3階2区127番	男性職員更衣室					1		
3階2区128番	バックヤード廊下 中					1		
3階2区129番	バックヤード廊下 西					1		
3階2区130番	配管取出口					1		
3階2区133番	PS					1		
3階2区148番	配管取出口					1		
3階2区149番	配管取出口					1		
3階3区81番	EPS 北					1		
3階3区82番	会葬者用 男性更衣室					1		
3階3区83番	会葬者用 女性更衣室					1		
3階3区84番	EPS 南					1		
3階3区85番	倉庫 3-1					1		
3階3区86番	廊下 南					1		
3階3区87番	廊下 東					1		
3階3区88番	廊下 北					1		
3階3区89番	廊下 東					1		
3階3区90番	待合室1 台所					1		
3階3区91番	待合室1					1		
3階3区92番	待合室1 物入					1		
3階3区93番	待合室2 物入					1		
3階3区94番	待合室2					1		
3階3区95番	待合室2 台所					1		
3階3区96番	待合室3 物入					1		
3階3区97番	待合室3					1		
3階3区98番	待合室3 台所					1		
3階3区99番	待合室4 物入					1		
3階3区100番	待合室4					1		
3階3区101番	待合室4 台所					1		
3階3区102番	待合室5 物入					1		
3階3区103番	待合室5					1		
3階3区104番	待合室5 台所					1		
3階3区105番	廊下 西					1		
3階3区106番	廊下 西					1		
3階3区108番	廊下 西					1		
3階3区110番	廊下 南西					1		

感知器

受信機の表示番号	名称	差動式スポット型感知器2種自動試験機能付(普通型)	差動式スポット型感知器2種自動試験機能付(防水型)	熱アナログ式スポット型感知器自動試験機能付(普通型)	熱アナログ式スポット型感知器自動試験機能付(防水型)	光電アナログ式スポット型感知器自動試験機能付	ガス漏れ検知器	ハロゲン化物消火設備用定温式スポット型感知器
3階3区111番	待合室7					1		
3階3区112番	待合室6					1		
3階3区113番	空調機械室					1		
3階3区114番	廊下 北西					1		
3階3区150番	配管取出口					1		
3階3区151番	除塵機械室					1		
3階3区152番	除塵機械室					1		
3階3区153番	除塵機械室					1		
3階3区154番	除塵機械室					1		
3階3区155番	除塵機械室					1		
3階	小計	0	0	0	11	56	0	0
0階11区47番	階段3 (2階)					1		
0階11区131番	階段3 (3階)					1		
0階12区134番	階段2 (3階)					1		
0階13区109番	階段1 (3階)					1		
0階21区132番	EV3					1		
0階22区107番	EV1・2					1		
その他	小計	0	0	0	0	6	0	0
合計		1	22	5	21	167	14	3

消火器リスト

階	設置場所	種別	製造者名	使用薬剤	圧式	容量	備考
B1	熱源機械室	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
B1	ドライエリア	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
B1	空調機械室(B1F)	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	廊下1-1	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	エントランスホール	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	エントランスホール	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	エントランスホール	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	台車置場	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	炉室北 通路	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	炉室西 通路	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	炉室西 通路	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	炉室	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	動物炉	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	地下タンク	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	付加設置
1	地下タンク	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	付加設置
1	災害時ポンベ置場	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
1	消火ポンプ室	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	廊下 東	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	廊下 東	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	廊下 北	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	廊下 南	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	廊下 西	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	バックヤード廊下(2F)	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	倉庫2-4 前	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	除塵機械室	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	電気室	粉末50型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	付加設置
2	電気室	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	自家用発電機室	粉末50型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	付加設置
2	自家用発電機室	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	自家用発電機室	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	付加設置
2	自家用発電機室	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	付加設置
2	除塵機械室	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
2	除塵機械室	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
3	廊下 東	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
3	廊下 東	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
3	廊下 北	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
3	廊下 北	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
3	廊下 西	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
3	バックヤード廊下 東	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
3	バックヤード廊下 西	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
3	除塵機械室	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	
R	R階	粉末10型	ヤマトプロテック	粉末(ABC)	蓄圧式	3.0kg	

自家用電気工作物保安管理業務 仕様書

第1章 電気工作物の概要

設備容量等 別図E-004による

第2章 保安管理業務（定例業務）の内容

- 1 この保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関わる業務である。
- 2 この保安業務で定例的に実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。
 - (1) 月次点検を毎月1回とし、定期的な点検、測定、試験を実施し、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、指導又は助言を行うこと。

なお、その細目及び具体的基準は別表第1「点検業務の実施項目」による。
 - (2) 電気工作物の設置又は変更工事の工事期間中には、毎週1回以上の点検を行い、指導又は助言を行うこと。
 - (3) 電気事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、必要に応じ臨時点検を行い、応急処置を指導するとともに、再発防止についてとるべき処置の指導又は助言を行うこと。なお、電気事業法第106条に定める電気事故報告を行う場合は、その作成及び手続きの指導を行うこと。
 - (4) 電気事業法第107条第3項に定める立ち入り検査の立会を行うこと。

第3章 保安管理業務（定例外業務）の内容

この保安業務で定例的以外の保安管理業務は、次の各号によるものとする。

- (1) 電気工作物に関する相談、助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の設置又は変更工事について、設計の審査、工事立ち会い及び竣工検査を行い、指導又は助言を行うこと。
- (3) 電気工作物の事故防止のため、必要に応じて精密点検を行うこと。
- (4) 緊急故障対応が24時間できる体制をとり、電気工作物に異常を生じた場合は、連絡を受けてから1時間以内で到着し、対応できる体制になっていること。
- (5) 風水害・落雷等の被害が予想される場合には、迅速な対応ができる体制の確保すること。

第4章 保安管理業務（点検又は試験等の一部を実施しない項目「別表第2」）の内容

保安管理業務のうち、点検又は試験等の一部を実施しない項目に該当する自家用電気工作物の保安及びこの保安管理業務以外に必要な巡視などについては、設置者が自主的に行うものとする。この場合において、設置者の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、乙は、指導又は助言を行うものとする。

第5章 協力及び義務

設置者は、乙が保安管理業務を行うにあたり、乙が指導又は助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

また、乙は保安管理業務を誠実に行うものとする。

第6章 相互の通知義務

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに乙に通知するものとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更工事を計画する場合、並びに施行する場合及び工事が完成した場合。
- (2) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合。
- (3) 電気工作物に接近して電気工作物以外の作業を行う場合。
- (4) その他必要な場合。

設置者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに受託者に通知するものとする。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合。
- (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業省に提出する場合。
- (4) 電気工作物の設置又は変更工事を計画する場合、並びに施行する場合及び工事が完成した場合。
- (5) 電気工作物の工事、維持又は運用に従事するものに対して、電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合。
- (6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- (7) 非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合。
- (8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合。
- (9) 電気の保安に関する組織を変更する場合。
- (10) 代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合。
- (11) 電気工作物に接近して電気工作物以外の作業を行う場合。
- (12) その他必要な場合。

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに設置者に通知するものとする。

- (1) 乙の執務時間内における乙への連絡方法。
- (2) 乙の執務時間外における乙への連絡方法。
- (3) その他必要な事項。

第7章 連絡責任者等

設置者は、この事業場に設置してある電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行うものを定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知する。

設置者は、連絡責任者に事故がある場合、その業務を代行させるための代務者を定め、速やかにその氏名、連絡方法等を乙に通知する。

設置者は、連絡責任者及び代務者に変更が生じた場合、速やかに乙に通知する。

設置者は、連絡責任者を乙が行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

第8章 記録の確認等

乙は、保安管理業務の遂行上必要がある場合には、設置者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

乙は、設置者が実施した巡視結果について記録を確認し、指導又は助言を行うものとする。

第9章 保安員の資格等

乙は、保安管理業務を実施するもの（以下「保安員」とする。）に、電気主任技術者免状の交付を受けているものをあてること。（別表第3に記載）

保安員は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させること。設置者は、乙の保安業務担当者等と面談等を行い、本人確認を行うものとする。保安業務担当者等は、設置者の事業場で点検等を行う際に身分証明書を携行するものとし、設置者は、これにより前項に定める者であることを確認するものとする。

第10章 記録の保存

乙が実施した保安管理業務結果の記録等は、双方において3年間保存するものとする。

第11章 備品等の整備

設置者は、乙と協議の上、設置者の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとする。

第12章 電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設は、甲と協議の上、速やかに設置者が改修する。

第13章 安全管理

乙は、業務の実施に当たっては、労働安全衛生規則、電気事業事業法等の関係法規を遵守するとともに、次の各号に定めるところにより安全の確保につとめること。

- (1) 高圧回路の停電、送電操作を行う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため、監視者を置いて複数で作業を実施すること。
- (2) 乙は、高圧近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防護具、絶縁用保護を使用すること。そのために必要な適正な保護具、防護具を常備するとともに、定期的（6ヶ月に1回以上）に耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認すること。

第14章 その他

- (1) 経済産業省への届出に関する業務の費用は、乙において負担すること。
- (2) 年次点検における停電作業は、設備の運転に支障のないように、事前に現状を把握し、復旧の遅延がないよう十分な計画などを行い、年次点検実施までに設置者と協議すること。
また、点検状況を写真撮影し提出すること。
- (3) 乙の責任において速やかに手続き書類を作成し、経済産業省あてに保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規程届出書等必要な書類を提出すること。
- (4) この仕様書では設置者は甲であるが、乙（受託者）を設置者とみなす場合は、当該受託者を「みなし設置者」として、本仕様書における「設置者」を「みなし設置者」と読み替えるものとする。

別表第1

点検業務の実施項目

区分	電気工作物	実施項目	摘要	
月次点検	電気設備全般	外部点検 (注) 非常用予備発電設備については、外部点検以外に起動停止の状態確認、点検を行う。	変圧器バンクごとの電圧・電流のチェック (配電盤等に計器を取り付けてあるもの) 及び漏洩電流の測定を行う。	
年次点検	引込設備	責任分界点となる開閉器	外部点検	
		引込線等	観察点検	
		電線及び支持物	絶縁抵抗測定	
		ケーブル	継電器特性動作試験	
		接地線・保護管等	継電器との連動動作試験	
			接地抵抗測定	
	受電設備	遮断器	外部点検	
		開閉器	観察点検 絶縁抵抗測定 継電器特性動作試験 継電器との連動動作試験 内部点検	
		断路器・計器用変成器	外部点検	
		電力ヒューズ・避雷器	観察点検	
母線・支持物・リアクトル		絶縁抵抗測定		
電力用コンデンサ				
その他高圧機器				
変圧器		外部点検 観察点検 絶縁抵抗測定 漏えい電流測定 電圧・負荷電流測定		
受配電盤及び制御回路	外部点検 観察点検 電圧・負荷電流測定 絶縁抵抗測定 継電器特性動作試験 計器校正試験・シーケンス試験	必要の都度		
電気室・キュービクル	外部点検 観察点検 計器指示値の確認			
接地線・保護管等	外部点検 観察点検 接地抵抗測定			

区分	電気工作物	実施項目	摘要	
年次点検	配電設備 開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 配線及び配線器具 接地線・保護管等 その他機器類	受電設備に準ずる		
	負荷設備 照明装置 配電器具類 配線及び配線器具 接地線・保護管等 その他機器類	外部点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定		
	非常用予備発電設備	発電機及び励磁装置 蓄電池	外部点検 発電電圧・周波数等測定 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 自動始動・自動停止試験 手動始動・手動停止試験 電気関係保護断電器との連動試験 電気関係保護断電器の特性試験 電池の比重・液温・電圧測定	
		開閉器・遮断器・配電盤 発電機設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	
		燃料タンク	外部点検 観察点検	
		ギアポンプ	外部点検 観察点検 始動停止試験（自動）	
		太陽電池アレイ 接続箱 パワーコンディショナー その他付属装置 指示計器	外部点検 観察点検 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 非常用発電設備との連系確認	

区分	電気工作物	実施項目	摘 要
臨時 点 検	受配電盤	計器校正試験	誤差が大きく校正試験が必要なとき実施する。
		制御装置試験 (シーケンス試験)	
	保安装置	継電器動作特性試験及び遮断装置結合動作試験	
	非常用予備発電設備	制御装置試験 (シーケンス試験)	
	電気設備全般	外部点検	電気事故、気象及び災害時に被害の把握を重点的に実施する。
	高圧遮断器, 高圧開閉器	内部点検	

(注) 外部点検には端子締め付け点検を含む。

別表第2 点検業務の実施項目

1. 点検又は試験等の一部を実施しない項目

1. 漏電火災警報器、昇降設備等の取扱に、法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された工作機群のように、取扱に高度の専門技術を要するものについては、主開閉器から各機器の電源回路までの絶縁抵抗試験（実施可能なものに限る。）以外の点検及び試験。
2. 移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については、常時電路に続いて使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるもの以外のものすべての点検及び試験。
3. 密閉防爆型機器のように、構造上点検できない機器の外部点検及び絶縁抵抗測定以外の点検及び試験。
4. 非常用予備発電装置の外部点検、起動停止試験、外部精密点検、絶縁抵抗測定、制御装置試験以外の点検及び試験（消防法で定める負荷試験等）
5. 有毒ガス発生箇所及び酸素欠乏場所に設置された機器や配線等の点検測定及び試験。

2. 上表に掲げる電気工作物については、委託者は受託者の意見をきいて委託者の負担において、必要な点検又は試験を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。

この場合、委託者は受託者に点検又は試験の結果の記録を提示し、受託者は必要に応じて指導又は助言するものとする。

別表第3 保安管理業務担当者等

区分	氏名	生年月日	電気主任技術者 種類・番号
保安管理業務 担当者			

建築基準法第 12 条に準ずる点検業務 仕様書

第 1 章 一般事項

第 1 節 総則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、監督員と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

1. 1. 2 (疑義)

本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (法令、条例等の適用)

本業務履行に関係する法令、条例等はこれを遵守しなければならない。

1. 1. 4 (官公署その他への手続き)

必要な届出、手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

1. 1. 5 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

1. 1. 6 (秘密の厳守)

業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩してはならない。

1. 1. 7 (資格必要作業)

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また、監督員が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

第 2 節 現場管理

1. 2. 1 (現場管理)

斎場の運転管理等に支障を与えることのないよう、事前に打合せ等を行うこと。

1. 2. 2 (災害防止等)

作業者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意すること。

1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 (業務用電力等)

本業務履行に必要な電力、水等は、原則として市が支給するが、使用に際しては事前に監督員に申し出、監督員の指示により使用すること。

1. 2. 5 (養生その他)

既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。また、履行期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

1. 2. 6 (あと片付け)

完了に際しては、当該業務に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

第 2 章 特記事項

第 1 節 概要

2. 1. 1 (業務概要)

本施設は「建築基準法」第 12 条に規定する点検（以下、12 条点検という）が義務付けられている施設ではないが、12 条点検と同等の点検を行い、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

2. 1. 2 (業務責任者の配置)

本業務の実施にあたり、業務責任者（以下「責任者」という。）を 1 名選任し、

配置すること。

なお、責任者は、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有し、かつ斎場の実情や様子を十分理解し、本業務を管理するために必要な知識、経験を有する者を選任すること。

責任者に異動等の変更が生じた場合は、変更した旨が分かるようにすること。

この場合、引継を十分に行い、業務に支障をきたさないようにすること。

2. 1. 3 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、12条点検に準じて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（最新版）及び建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) 対象施設の間取り、設備等
 - ・別図のとおり
- (3) その他必要な作業

2. 1. 4 (記録の保存)

受託者が実施した点検結果の記録等は、履行期間中に提出すること。

- (1) 業務作業計画書（概要、要領など）
- (2) 業務後の書類
 - ・結果報告書（概要、結果、所見等）
 - ・作業写真帳（状況写真撮影）
 - 委託に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上、写真帳へ項目別に整理をして、監督員に提出すること。
- (3) その他必要なもの

2. 1. 5 (注意事項)

次のとおりとする。

- (1) 業務実施日は、斎場職員と十分に打合せを行い決めるものとする。
- (2) 業務は、火葬業務に支障のないよう行うこと。
- (3) 業務に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。
- (4) 業務中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 業務終了後、用品位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。
- (6) 業務は12条点検に準じた周期で行うこと。

2. 1. 6 (点検結果の報告)

点検終了後に点検結果を報告し、監督員に十分な説明をすること。なお、各書類について監督員から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

消防法 17条に準ずる点検業務 仕様書

第1章 電気工作物の概要

設備容量等 別図 E7～E9 非常用発電設備による

第2章 定期点検業務の内容

本業務は、消防法 17条3の3に基づいて、東山斎場の計画停電日に非常用発電設備の定期点検を行い、電気工作物の保安管理に関わる業務である。

第3章 関連法令の遵守

受託者は、本業務に関する諸法規・法令を遵守し、作業を安全かつ迅速に行うように努めること。なお、関係法令の適切なる運営・適用は受託者の負担と責任において実施すること。

第4章 施設の保全

既設構造物に損傷等損害を与えた場合は、受託者の負担と責任において現状回復すること。

第5章 安全管理

受託者は、本業務の執行にあたっては、常に細心の注意を払い、消防関係法令、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、公衆及び作業員の安全確保に万全を期すること。なお本業務執行に際しては、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置ならびに連絡方法等について岡山市と協議し、これらを遵守すること。

第6章 作業表

受託者は本業務着手に先立って、岡山市と十分に協議し、斎場の運転管理等に支障を与えることのないように作業表を作成して岡山市に提出すること。

第7章 事前調査

受託者は、本業務の現場作業着手に先立って、斎場の運転管理等の状況等について綿密な現場調査を行い、十分に実情を把握しておくこと。

第8章 提出書類

受託者は、下記の書類を定められた期間内に岡山市に提出し、承諾を得ること。

1. 本業務着手の前までに提出する書類
 - (1) 施工計画書 1部
 - (2) 再委託届出書（再委託を行う場合のみ） 1部
2. 本業務完了後に提出する書類
 - (1) 委託写真帳 1部
 - (2) 報告書 1部
 - (3) 点検結果報告書（岡山市消防局指定の様式） 2部
3. その他監督員の指示するもの。

第9章 業務写真

受託者は、点検整備項目毎の本業務内容等が確認できる写真を撮影し、本業務完了後、所定の写真帳により岡山市に提出すること。
（作業前、作業中、作業後、材料写真）

第10章 点検結果の報告

受託者は報告書とは別に、岡山市消防局指定の様式の2種類の点検結果報告書を提出すること。不良箇所が発見された場合は、報告書にて提出し、岡山市の指示するときは修理見積書も併せて提出すること。